

令和4年度 粕屋南部消防組合

職員の福利厚生事業の公表について

地方公務員法第42条の規定により、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと定められています。

①職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、産業医及び安全衛生委員会を設置し、定期健康診断を実施しています。

健康診断受診者数（令和4年度）

定期健康診断 <small>（労働安全衛生規則第44条）</small>	特定業務従事者 <small>（労働安全衛生規則第45条）</small>
188 人	145 人

②共済制度

健康保険や年金制度等は、福岡県市町村職員共済組合に加入しており、同組合が短期給付（医療）、長期給付（年金）、福祉事業（健康保持、貸付事業等）を行っています。

③公務災害補償

公務遂行中の災害、または通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金から制度に基づく補償がなされます。

補償事案発生状況（令和4年度）

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
1 件	0 件

④職員互助会

職員の相互共済及び福利増進を目的として、各種事業を行っています。事業の運営は、会員が納める会費と組合からの補助金等で賄われています。

決算額（令和4年度）

単位：円

会 費	補助金	その他の収入
4,845,107	1,683,000	82,622